

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
令和6年度事業計画

1. 令和6年度事業計画の策定にあたって

建築士法に規定された団体としての事業や様々な課題に単位会及び関係団体と連携して取り組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じて、団体による自律的な監督体制の確立に向けて活動する。

また、中長期的視点に立って、次代に向けた課題と方策を検討する。

2. 事業計画

(1) 総務・財務に関すること

建築士事務所登録手数料等の見直しについては、昨年度都道府県（県等）に要望した結果、県等と国で協議が開始され、見直しの機運が高まった。引き続き、情報収集に努め単位会と共有する。

また、財政について更に検討し、組織基盤の強化を図る。

- 1) 建築士事務所登録事務手数料等の見直し検討
- 2) 単位会組織強化支援事業の実施
- 3) 中長期の財政検討
- 4) 建築士事務所全国大会及び青年話創会の実施内容・経費削減等についての検討
- 5) 会員（構成員）サービスの検討
- 6) 建築士事務所賠償責任保険及び建築士事務所企業年金基金制度等の加入促進
- 7) 年次功労者表彰の実施

(2) 教育・情報に関すること

建築士事務所の適切な運営・管理を推進するため、単位会と連携して「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」を積極的に開催し、受講促進を図る。

また、（公財）建築技術教育普及センター及び単位会と協力し、法定講習の円滑な運営及び受講促進に努める。

さらに、建築士事務所の開設者、管理建築士及び建築士事務所に属する建築士の資質の維持向上等のため、講習を企画し、他団体の講習・研修の開催にも協力する。

- 1) 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の実施促進及び受講義務化の検討
- 2) 法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）の円滑な運営・実施協力及び受講促進
- 3) 教育・情報に係る講習及び新規事業の企画・検討
- 4) 他団体が実施する講習・研修の協力
- 5) 建築CPD情報提供制度の講習会等認定
- 6) 景観・まちづくりの活動事例の会誌広報
- 7) 教育・情報に関する情報発信等

(3) 業務・技術に関すること

建築士事務所の業務・技術に関する諸事業への活動を推進していく。

- 1) 業務・技術に関する諸課題の調査・研究及び講習等の事業
 - ・建築士事務所の業務報酬基準の改正に係る普及・周知
 - ・既存住宅状況調査技術者講習の実施、既存住宅に係る調査・研究
 - ・四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類の調査・研究、普及・活用推進

- ・ BIM活用など建築士事務所の情報環境に関する調査・研究、普及・周知
 - BIM GATEの運営・改修
 - BIM設計コンペティションの実施
 - BIMによる建築プロジェクト作成のための技法、技術研修の実施
- ・ 建築士事務所のマネジメント支援ツール「JAAF-MST」の活用推進
- ・ 改正省エネ法の施行に係る普及・周知
- 2) 建築士事務所の新たな業務に関する調査・研究
- 3) 構造技術にかかわる調査・研究・情報提供
- 4) 耐震診断・耐震改修を実施する建築士事務所の情報提供

(4) 広報・渉外に関すること

日事連・単位会の活動と役割及び建築士事務所の業務に係わる必要な情報の周知などの広報活動を行う。

また、都道府県と市区町村に対し、公共建築物の設計等の発注及び設計者の選定に関する日事連・単位会の共同要望を実施する。

- 1) 共同要望運動の実施
- 2) 日事連建築賞の実施
- 3) 会誌「日事連」の充実・発行
- 4) パンフレットの検討
- 5) ホームページ等を活用した広報活動
- 6) その他必要な広報など

(5) 指導運営に関すること

建築士法で定められた法定団体として、建築士法第27条の5（苦情の解決）に基づく苦情の解決業務を円滑に実施する。

また、単位会の苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）を基にした事例集を単位会へ提供するとともに、建築士事務所向けの苦情の実例教材（建築士事務所のトラブル予防）を使用した講習会等を実施し、苦情の解決業務をより一層充実した体制にする。

- 1) 建築士法第27条の5に基づく苦情の解決業務の円滑な実施
- 2) 建築士事務所向けの苦情の実例教材（建築士事務所のトラブル予防）の改訂及び講習会の実施
- 3) 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）の調査・研究
- 4) 苦情の解決業務の事例集の作成及び単位会への情報提供
- 5) 建築士紛争処理委員の養成講座の実施

(6) 能登半島地震への対応に関すること

令和6年1月に発生した能登半島地震の被災者等への相談業務及び復旧・復興活動等を日事連が支援するため、石川会に「建築復興支援センター」を設置する。

(7) 建築士事務所全国大会等の実施に関すること

- 1) 東海北陸ブロック協議会の福井会を主管として、第46回建築士事務所全国大会（福井大会）を実施する。
- 2) 福井大会に併せ、青年話創会及び女性交流会を実施する。

(8) 法制度対応に関すること

法改正等にあたり日事連としての対応を検討するとともに、現状の課題を分析・整理し、法改正を要望すべき事項等を抽出する。

- 1) 法改正等にあって日事連としての対応の検討
- 2) 業法等についての調査研究
- 3) 現行法制度についての課題の抽出・検討

(9) 青年部会等に関すること

単位会の青年部会等を超えた連絡・交流の活性化に資するため、引き続きブロック協議会等への協力を検討する。

また、現在の活動実態に即し、次へのステップアップを目指す仕掛け等を検討する。

(10) 適合証明業務登録機関に関すること

適合証明技術者の新規・更新の登録受付・講習を実施する。

また適正な適合証明業務が遂行されるよう、住宅金融支援機構と連携し登録制度の適正化に向けて取り組む。

- 1) 適合証明技術者の登録受付・講習の実施
 - ・登録講習・受付の広報、更新該当者への周知
 - ・登録講習の実施（会場、オンライン講習）
 - 既存住宅状況調査技術者講習との同日講習の実施
- 2) 適合証明技術者への業務調査の実施
 - ・立入調査及び書面調査の実施
- 3) 融資利用希望者等のための「適合証明技術者」紹介の支援
 - ・ホームページによる適合証明技術者登録情報の公開
- 4) 住宅レーダーの発行
- 5) 適合証明業務システムの利用についての支援
 - ・住宅金融支援機構がインターネット上で管理運営する適合証明業務システムについての登録者のデータ提供、ホームページによる操作方法等の周知
- 6) 登録窓口連絡会議の開催